

香川県小豆総合事務所規則及び香川県県税事務所規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年9月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第55号

香川県小豆総合事務所規則及び香川県県税事務所規則の一部を改正する規則

(香川県小豆総合事務所規則の一部改正)

第1条 香川県小豆総合事務所規則(平成14年香川県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事項) 第2条 略 2 略 (1) 県税及び地方法人特別税の賦課に関すること。 (2) 県税及び地方法人特別税並びにこれらの延滞金、過少申告加算金、<u>不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収及び滞納処分に関すること。</u> (3) 略 3～16 略</p>	<p>(分掌事項) 第2条 略 2 税務課の分掌事項は、次のとおりとする。 (1) 県税の賦課に関すること。 (2) 県税の徴収及び滞納処分に関すること。 (3) 略 3～16 略</p>

(香川県県税事務所規則の一部改正)

第2条 香川県県税事務所規則(平成14年香川県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(東讃県税事務所各課の分掌事務) 第2条 略 (1)～(6) 略 (7) 県税及び地方法人特別税並びにこれらの延滞金、過少申告加算金、<u>不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「県税等」という。)</u>の 収納事務に関すること。 (8)～(14) 略 2 略 (1)～(7) 略</p>	<p>(東讃県税事務所各課の分掌事務) 第2条 東讃県税事務所総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 県税その他の徴収金の収納事務に関すること。 (8)～(14) 略 2 東讃県税事務所課税課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) 略</p>

(8) 地方法人特別税の賦課に関すること。

3・4 略

5 東讃県税事務所納税課の分掌事務は、県税等の徴収及び滞納処分に関すること（自動車税課の所掌に属するものを除く。）とする。

（中讃県税事務所各課の分掌事務）

第3条 略

(1)・(2) 略

(3) 県税等の徴収及び滞納処分に関すること。

(4) 略

2 略

(1) 前条第2項第1号から第4号まで、第7号及び第8号に掲げる事務

(2) 略

（香川県西讃県税事務所の所掌事務）

第4条 略

(1) 略

(2) 第2条第2項第1号から第4号まで、第7号及び第8号に掲げる事務

(3)～(5) 略

3・4 略

5 東讃県税事務所納税課の分掌事務は、県税その他の徴収金の徴収及び滞納処分に関すること（自動車税課の所掌に属するものを除く。）とする。

（中讃県税事務所各課の分掌事務）

第3条 中讃県税事務所納税課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 県税その他の徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。

(4) 略

2 中讃県税事務所課税課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事務

(2) 略

（香川県西讃県税事務所の所掌事務）

第4条 香川県西讃県税事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 第2条第2項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事務

(3)～(5) 略

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。